

1. 件名：日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室(使用施設等)の使用前確認申請に係る面談

2. 日時：令和5年11月1日(水) 15時00分～16時10分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官

清水原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

プルトニウム燃料技術開発センター

環境プラント技術部

廃止措置技術開発課 マネージャー 他1名

環境技術開発課 課長 他2名

技術部 品質保証課 課長 他1名

放射線管理部 放射線管理第1課 課長 他1名

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和5年10月20日付け令05原機(P技)012をもって、プルトニウム燃料第二開発室(使用施設等)の固体廃棄施設(保管廃棄施設等)の増設等に係る使用前確認申請書の変更の内容を説明する書類の提出があり、変更内容について資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から以下の事項を伝えた。

・ 固体廃棄施設(保管廃棄施設等)の増設について

✓ 「容器の封入する前の固体廃棄物を保管する場所」については、変更許可申請書において当該廃棄物の保管能力に変更はないものの、保管場所の構成に変更があることから、許可された保管能力の各保管場所への配分を示したうえで、湿式室(1)内での当該廃棄物の保管領域の具体的設計を示すこと。

✓ 「容器に封入した固体廃棄物を保管する場所(保管廃棄施設)」につい

ては、変更許可申請書 添付書類 1 表 2 2 - 2 の固体廃棄物保管室 (3) 及び湿式室 (1) に係る「保管廃棄施設の面積」に基づく保管廃棄施設の領域の具体的設計を示し、その領域中に同表にある「保管能力」及び「保管するために必要な面積」に適合する保管領域の具体的設計を示すこと。

- ✓ なお、具体的設計は、変更許可申請書において、保管能力等おおよその値として規定されているものを考慮したうえで実施すること。
- ✓ また、当該施設に係る立入制限の措置及び標識については、「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の規定に基づき、その具体的設計を示すこと。
- ・ グローブボックス等の撤去について
 - ✓ グローブボックス撤去に伴う配管閉止措置に用いるビニルバック、保護キャップ等について、使用施設等の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）第 1 2 条（火災等による損傷の防止）第 3 号への適合について、変更許可申請書 添付書類 1 の「内部の諸設備は給排気系、配管、配線その他を含め金属製又は塩化ビニル製で不燃ないし難燃性である」に基づき説明すること。
 - ✓ グローブボックス等の撤去に伴うボルト等撤去跡の処置について、技術基準規則第 2 3 条（核燃料物質等による汚染の防止）への適合について、汚染の除去に資する機能を持った塗料の選定等、具体的設計により説明すること。
- ・ 使用前検査では、当該変更に係る位置、構造及び設備が、具体的設計のとおりであることを法令に基づき適切な方法で確認すること。

○原子力機構から、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：なし（使用前確認申請書（令和 5 年 1 0 月 2 0 日付け 令 0 5 原機（P 技）0 1 2）を使用）

以上